

# 市民会館おおみや新施設アートワーク制作業務 要求水準書

## 1、件名

市民会館おおみや新施設アートワーク制作業務

## 2、契約期間

契約日より令和4年3月25日

## 3、履行場所

さいたま市大宮区大門町2丁目118番

大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業複合施設内

1階・4階～9階 市民会館おおみや

※建物は、令和3年10月末竣工予定

## 4、業務の目的

新たに開館する「市民会館おおみや」は、大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種再開発事業の複合施設内にある公共施設として施設の一翼を担っており、既存の市民会館おおみやの機能を移すだけでなく、新しい市民交流の場として、賑わい創出の場として更に発展させていく計画である。

そこで、本業務は施設を利用する人々に対し、「新しい刺激」や「新しい表現」をまとったアートを施設内に取り込むことで、芸術鑑賞を享受する相応しい空間とするために、テーマ性のある「アートワーク」の制作及び設置を行うものである。

## 5、業務の内容

### ①アートワークの企画デザイン

#### ア 設置個所

- ・4階 展示室前ロビー
- ・7階 大ホール、小ホール共通ロビー
- ・7階 小ホール、ホワイエ

#### イ 企画デザインテーマ

任意。(別紙「参考資料①再開発事業コンセプト」等を参照)

#### ウ 企画デザインにあたっての配慮事項

建物竣工後の設置を想定しているため、建物の構造体に負担をかけないものとする。

#### エ 企画デザインの調整

企画デザインについては、プロポーザルにおいて提出されたデザイン案、企画提案書に基づき、契約の締結後に委託者と協議の上調整し、最終デザインを確定するものとする。

### ②アートワークの制作、設置

ア 委託者の承認を受けた最終デザインに基づき、造作物等の詳細図を作成し、委託者の承認を得たうえで制作にあたること。

イ 製作、設置にあたっては、委託者と事前の調整を十分に行い必要な手続き（車両の出入り、資器材の搬入等）は受託者が行うこと。

ウ 安全面及び衛生面、バリアフリーに配慮したものを製作すること。

## 6、成果品

①デザイン図 1部

最終デザイン図の図面を提出する。

②写真 1部

設置個所ごとの設置状況がわかる写真を提出する。

③その他

デザイン図、写真の電子データをCD-R又はDVD-Rに収め、1部納品すること。なお、納品するデータの規格（ソフトウェア）は、委託者と事前に協議すること。

7、工程管理及び打合せ記録

①受託者は、常に作業の進捗状況について把握し、適切な工程管理を行うこと。

②受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と密接に連絡をとり、業務の方針、条件等について疑義がある場合は速やかに協議する。

③受託者は、契約締結後速やかに作業スケジュールを作成し、委託者と調整するものとする。作業スケジュールに変更が生じ、その内容が重要な場合には変更後のスケジュールを提出して、委託者と協議すること。

④受託者は、委託者と打ち合わせを行い、必要の都度、その内容について任意の様式で打合せ内容を記録し、相互に確認しなければならない。

8、所有権及び知的財産権の帰属等

①所有権及び知的財産権の帰属

本業務における成果物（資料、作成物を含む。以下同じ。）の紹介や記録などの広報利用、出版等に関する著作権及び所有権は、委託者に帰属する。

③保証

ア 受託者は、納入された成果物が第三者の著作権、意匠権、商標権、特許権、肖像権その他いかなる権利を侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証する。

イ 万一前項に関して第三者から異議、苦情等の申立あるいは実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合には、弁護士費用含めて、受託者の責任と費用負担においてこれを処理し、委託者には一切迷惑、損害をかけないものとする。

④対価

所有権並びに知的財産権の帰属、著作権の帰属、著作者人格権の不行使及び保証等に係る一切の対価及び費用は契約金額に含まれているものとする。

9、目的外使用の禁止

受託者は、委託者から提供を受けた一切の書面及び電磁的記録並びにその他業務に関する情報を、本業務以外の目的に使用してはならない。

10、秘密の保持

①受託者は、本業務の履行に際して知り得た業務の内容を第三者に漏らしてはならない。

②前項に規定する業務は、本業務終了後もなお効力を有する。

11、疑義の解釈

本要求水準書に記載のない事項及び記載事項に疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定める。

12、その他

本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。

なお、「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。